

くらしのかわら版

第65号

令和4年3月発行



第65号の内容



- ▼令和4年4月1日から成年年齢は18歳になります
- ▼大雪などで壊れた住宅が「保険で修理できる」という勧誘にご注意！
- ▼消費生活川柳 ～入賞作品のご紹介

令和4年4月1日から成年年齢は18歳になります

成年になると、これまでできなかった多くのことを、自分一人の意思で決められるようになりますが、同時に自分の行動に責任を持つことにもなります。

どんな点が変わり、どんな点に気をつけなければならないのでしょうか。

◆18歳で、できること。できないこと。

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"> ●親の同意がなくても一人で契約ができる <ul style="list-style-type: none"> ・ローンを組む ・携帯電話の契約 ・一人暮らしの部屋を借りる ●結婚（男女とも18歳に統一） ●10年間有効なパスポートの取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒 ●喫煙 ●競馬等の公営ギャンブル ●養子をとる 

◆未成年者取り消し～今までの18歳とこれからの18歳

未成年（今まで19歳以下 これから17歳以下）

親の同意を得ないでした契約は原則として取り消すことができます。

成年（今まで20歳以上 これから18歳以上）

一人で様々な契約ができるようになりますが、一方で未成年者取り消しはできなくなります。

悪質業者は、未成年者取り消しができなくなったばかりの若者を狙います。



滋賀県の令和2年度の消費生活相談の年齢別件数を見ると、15歳から24歳では、20歳を境に相談が急増し、20歳の相談件数は19歳の約1.5倍となっています。成年年齢が引き下げられると、これまで以上に若者（18歳、19歳）の被害が増加する恐れがあります。

◆こんなトラブルに注意！

※キャッフィーが解説「若者のここが狙われる」



街中で誘われて受けたエステの無料体験後、別室で執拗に勧誘され、断り切れずに 20 万円のコースを契約してしまった！

強く勧められると断れない。断ろうとしても「今日限りの値段」「すでにあなたの担当者が決まっている」などと断りにくい状況に追い込まれます。



友人からもうかる話があるとカフェに呼び出され、高額な投資用 USB メモリを勧誘された。「お金がない」と断ると、投資のもうけですぐに返せると借金させられて契約したが、全然もうからず、借金返済のためにほかの友人を勧誘することに！



うまい話に弱い。自身の資力(お金)が乏しいため、「絶対にもうかる」「楽にお金を増やせる」などの勧誘にのせられて高額な契約をしてしまいます。



インターネットから、通常価格より安く、1 回限りの購入だと思ってダイエットサプリを申し込んだが、総額が高額な定期購入だった！

知識や社会経験が不足。契約の内容をよく理解しなかったり、よく確認しないまま契約してしまいます。



◆トラブルに遭わないためには

- 契約を結ぶ際には、**事前**に契約内容をよく確認しましょう。
- うまい話はそのみにせず、契約する気がない場合は、**きっぱり**断りましょう。
「お金がない」と断っても「すぐに元が取れるから」と借金やクレジット契約を勧められます。
- 本当に支払いができるのかよく考え、**自分の収入に見合った**買い物をしましょう。

若者消費者トラブル 110 番～4月から成年年齢が 18 歳に～ 実施中！

◆受付期間:5月31日(火)まで(日・祝除く)

◆受付時間:9:15～16:00

◆電話番号:0749-23-0999(相談受付専用)

◆対 象:契約当事者が 29 歳以下の若者

インターネット消費生活相談でも相談を受け付けます →

どうしよう! ?と思ったら、ひとりで悩まずに相談してください。



大雪などで壊れた住宅が「保険で修理できる」という勧誘にご注意！

大雪や台風等の自然災害の後には、それに便乗した悪質商法が多くなります。

【事例】

突然知らない業者から電話がかかってきて、「今回の大雪で、雨樋など壊れたところはないか。保険金を請求したらお金は一切かからない。保険金請求手続きのサポートをする」と言われた。来訪の約束をしてしまったが、不審なので断りたい。



(消費者庁イラスト集より)

必要がないと思ったら、きっぱり断ろう！



- 大雪など自然災害で壊れた住宅を「保険金で自己負担なく工事ができる」、「無料で保険の申請代行をする」と勧誘されても、本当に保険金が支払われるかわかりません。また、高額な手数料を請求されることもあります。業者の話をするのみにしてすぐに契約しないようにしましょう。
- 保険金の請求は加入者自身で行うことができます。保険契約の内容や保障の範囲について書類をよく確認し、自身が加入している保険会社等に直接相談しましょう。
- 契約してしまっても、訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、クーリング・オフできる場合があります。トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

☆☆不正利用かも？利用明細は必ず確認しましょう☆☆

「クレジットカード会社から身に覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等はすぐに捨てずに保管し、日付や金額を利用明細と突合して、不審な請求がないか確認しましょう。万が一不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。

令和3年度消費生活川柳 入賞作品のご紹介

令和3年9月13日(月)～令和3年11月30日(火)の期間、県民の皆様から消費生活にちなんだ川柳「消費生活川柳」を募集しました。応募いただいた594作品を対象に審査を行い、入賞作品を決定しましたので、ご紹介します。

最優秀賞

口車 乗ったらアカン 火の車 (しなやかーる さん)

部門賞

消費生活一般部門

見覚えの ない番号は まずググる (いしかわつよし さん)

キャッシュレス 気軽に使えて 貯金レス (びわ さん)

オレオレの 君に聞きたい 君の名を (鳩の浜子 さん)

188(いやや)部門

「まあいいか」 あきらめる前に まず188 (いやや) (北村 薫 さん)

成年年齢引き下げ部門

育もう 大人の自覚 18歳 (しでかす さん)

滋賀県消費生活センター所長賞

いま8さい あと10年で もう大人? (小学2年生 さん)

センターホームページ
では他の入賞作品も
紹介しています



「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

月～土 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

「くらしのかわら版」第65号(令和4年3月発行)

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-23-0999 (相談) 0749-27-2234 (事務) FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>



(ホームページ)



(Twitter)